

5 技監第 210 号

令和 6 年 4 月 1 日

請負工事入札参加資格者 各位

技術監理課長 直江 幸男

### 熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行について

標記の件について、「熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行について」を別添のとおり改正しましたので、お知らせします。

なお、令和 5 年 10 月 31 日付け（5 技監第 132 号）「熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行について」は本通知をもって廃止します。

記

#### 1. 主な改正内容

- (1) 不稼働日は、真夏日に含めないものとします。
- (2) 主たる工種が屋内作業の場合であっても空調設備等がなく屋内環境が屋外と同等と認められる場合は対象とすることができるものとします。
- (3) 既契約工事における変更の項目を削除します。

#### 2 施行日

この通知は、令和 6 年 4 月 1 日以後に契約した工事から適用する。

## 1. 用語の定義

### (1) 真夏日

日最高気温が30℃以上の日をいう。

夜間工事の場合は作業時間帯の最高気温が30℃以上の場合とする。

WBGTを用いる場合は、WBGTが25℃以上の場合とする。

ただし、不稼働日は真夏日に含めないものとする。

### (2) 工期

工事着手日から工事の終期までの期間で、準備期間、施工に必要な実日数、不稼働日、後片付け期間の合計をいう。

なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

### (3) 真夏日率

以下の式により算出された率をいう。

$$\text{真夏日率} = \text{工期期間中の真夏日} \div \text{工期}$$

※「真夏日率」は、小数点以下3位を四捨五入して2位止めとする。

## 2. 対象工事

主たる工種が屋外作業である工事を対象とする。

ただし、工場製作工を含む工事は当該期間を工期から除くものとする。

主たる工種が屋内作業の場合であっても空調設備等がなく屋内環境が屋外と同等と認められる場合は対象とすることができる。

## 3. 積算方法等

### (1) 補正方法

現場管理費の補正は、工期中の日最高気温の状況に応じて補正値を算出し、現場管理費率に加算する。なお、補正は変更契約において行うものとする。

ただし、「積雪寒冷地域で施工時期が冬期となる場合の補正」及び「緊急工事の場合」と重複する場合においても最高2%とする。

$$\text{補正値}(\%) = \text{真夏日率} \times 1.2$$

※「補正値(%)」は、小数点以下3位を四捨五入して2位止めとする。

### (2) 現場管理費

$$\text{現場管理費} = \text{対象純工事費} \times ((\text{現場管理費率} \times \text{補正係数}) + \text{補正値})$$

※「補正係数」は、土木工事標準積算基準書における「地域補正の係数」をさす。

## 4. 気温の計測方法等

### (1) 計測方法

受注者は、熱中症対策に資する現場管理費補正を希望する場合、工事着手前に気温の計測方法及び計測結果の報告方法について発注者と協議しなければならない。(別紙2参照)

施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温または環境省が公表している観測地点の暑さ指数（WBGT）を用いることを標準とする。

**運動に関する指針**

気温 (参考)	暑さ指数 (WBGT)	熱中症予防運動指針	
35℃以上	31以上	運動は原則中止	特別の場合以外は運動を中止する。 特に子どもの場合には中止すべき。
31～35℃	28～31	厳重警戒 (激しい運動は中止)	熱中症の危険性が高いので、激しい運動や持久走など体温が上昇しやすい運動は避ける。 10～20分おきに休憩をとり水分・塩分の補給を行う。 暑さに弱い人※は運動を軽減または中止。
28～31℃	25～28	警戒 (積極的に休憩)	熱中症の危険が増すので、積極的に休憩をとり涼しい環境、水分・塩分を補給する。 激しい運動では、30分おきくらいに休憩をとる。
24～28℃	21～25	注意 (積極的に水分補給)	熱中症による死亡事故が発生する可能性がある。 熱中症の兆候に注意するとともに、運動の合間に積極的に水分・塩分を補給する。
24℃未満	21未満	ほぼ安全 (涼しい水分補給)	通常は熱中症の危険は小さいが、涼しい水分・塩分の補給は必要である。 市民マラソンなどではこの条件でも熱中症が発生するので注意。

※暑さに弱い人: 体力の弱い人、肥満の人や暑さに慣れていない人など  
(公財)日本スポーツ協会「スポーツ活動中の熱中症予防ガイドブック」(2019)より

ただし、これによりがたい場合は、施工現場を代表する1地点で気象庁の気温測定方法に準拠した方法により得られた測定結果を用いることも可とする。

なお、計測に要する費用は受注者の負担とするものとする。

(2) 計測結果の報告

受注者は、計測結果の資料を整備し提出しなければならない。

5. 対象工事である旨の明示

熱中症対策に資する現場管理費の補正を行う対象工事である旨を特記仕様書（別紙1）に明示するものとする。

6. 施工箇所点在型への適用

施工箇所点在型工事については、点在する工事毎に補正を行うことができるものとする。

7. その他

上記の取扱いについて、地域の実情等により、対応が困難な場合は発注者と受注者が協議して決定するものとする。

第〇条 熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行について

本工事は熱中症対策に資する現場管理費補正の試行の対象工事である。  
実施にあたっては下記のホームページを参照すること。

高知市技術監理課ホームページ

(<https://www.city.kochi.kochi.jp/soshiki/123/>)

## 監督様式第4号

係		係長		課長補佐		工事課長	
<b>工事打合せ簿</b>							
工事名	〇〇〇改良工事			受注者	〇〇建設株式会社		
工期	令和〇年〇月〇日 ~ 令和〇年〇月〇日			現場代理人	〇〇 〇〇		
発議者	発注者 ・ <b>受注者</b>			発議年月日	令和 〇年 〇月 〇日		
発議事項	「熱中症対策に資する現場管理費の補正」について						
<p style="text-align: center;">〇 高知市工事請負契約書第18条          標記のことについて、高知市工事請負契約書第19条の規定により、          その他事項( )          指示 ・ <b>協議</b> 通知 ・ 承諾 ・ 提出 ・ 届出 ・ その他( ) します。</p> <p>なお、設計変更の対象と する ・ しない。(発注者側発議の際に記入)</p> <p>&lt;詳細&gt;          熱中症対策の実施について          ①気温等の観測地点          観測所名          ②観測結果の報告方法          気象庁(または環境省)が公表している気温(または暑さ指数)を基に、別途資料を作成し、提出します。          ③実施の報告方法          別途資料を作成し、提出します。</p> <p>添付図 〇葉, その他添付図書</p>							
回答及び処理等 (受注者発議の場合、受注者欄は記入不要)	発注者	上記について 指示 <b>承諾</b> ・協議・通知・受理・その他( ) します。 なお、設計変更の対象と <b>する</b> しない。 令和 〇年 〇月 〇日 課 工事監督職員 〇〇 〇〇 印					
	受注者	上記について 了解・協議・提出・報告・届出・その他( ) します。 令和 年 月 日 現場代理人 印					

真夏日日数集計表（全体）

受注者名：

工事名：

観測所名：

●対象工期算定

作業開始日(基準日)		年(西暦)/月/日を入力
作業完了日		年(西暦)/月/日を入力
延べ日数	1 日	自動計算
年末年始休暇	日	作業期間に年末年始が含まれる場合は「6」を入力
夏季休暇	日	作業期間に夏季休暇期間が含まれる場合は「3」を入力
工事中止期間	日	工事中止がある場合は日数を入力
その他控除期間	日	現場着手後の工場制作等による現場不稼働期間がある場合は日数を入力
対象工期	1 日	自動計算

●真夏日日数（基準日から作業完了日までの真夏日日数）

年	月	日
年	月	日
年	月	日
年	月	日
年	月	日
年	月	日
年	月	日
年	月	日
年	月	日
年	月	日
合計		月

※ 真夏日を計上する月は「真夏日日数集計表（月次）」を添付する。



令和 年 月 日

## 熱中症対策実施報告書

工事名： \_\_\_\_\_

受注者： \_\_\_\_\_

現場代理人： \_\_\_\_\_

熱中症対策に資する現場管理費補正の試行要領に基づき、実績報告書を下記の通り提出します。

該当項目	項目	実施内容（事例）
	屋外作業環境の改善	大型扇風機、送風機、ミスト扇風機、遮光ネット等の設置 作業場に遮光ネット、簡易休憩所、日よけテントの設置 散水による現場の温度低下 など
	休憩所の整備	エアコン、給水器、シャワー室の設置 冷蔵庫、製氷機、自販機の設置 など
	作業管理	作業時間の短縮、休憩時間の確保、早出・早帰り 熱中症対策のために水分・塩分の補給 通気性の良い服装、遮光チョッキ、空調服の着用 ファン付きヘルメットの着用 など
	健康管理	熱中症対策として労働者の体調チェック、健康管理 作業中の巡視（水分・塩分の摂取確認、経口保水液や冷却用品を搭載した冷房車両の巡回） 作業責任者に熱中症計を携帯させ、作業員に注意喚起 など
	熱中症に関する教育	労働者を対象とした熱中症に関する安全教育を実施 など
	その他	（自由記載）

実施状況写真（代表的なもの）



5 技監第 210 号

令和 6 年 4 月 1 日

請負工事入札参加資格者 各位

技術監理課長 直江 幸男

### 熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行について

標記の件について、「熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行について」を別添のとおり改正しましたので、お知らせします。

なお、令和 5 年 10 月 31 日付け（5 技監第 132 号）「熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行について」は本通知をもって廃止します。

記

#### 1. 主な改正内容

- (1) 不稼働日は、真夏日に含めないものとします。
- (2) 主たる工種が屋内作業の場合であっても空調設備等がなく屋内環境が屋外と同等と認められる場合は対象とすることができるものとします。
- (3) 既契約工事における変更の項目を削除します。

#### 2 施行日

この通知は、令和 6 年 4 月 1 日以後に契約した工事から適用する。